

柏崎市立北条小学校いじめ防止基本方針

柏崎市立北条小学校

令和2年4月1日改定

いじめ防止対策推進法第13条及び「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定、最終改定 平成29年3月14日）に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ いじめの認知

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）とされている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題はすべての児童の問題」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づきいじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生活指導主任、豊かな心の育成部長、養護教諭による「いじめ対策委員会」を設置して同委員会を定期的で開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。「いじめ対策委員会」は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。

また、いじめ等が発見された場合は即時に開催し、校長、教頭、生活指導主任、豊かな心の育成部長、養護教諭、関係学級担任で早期対応にあたる。必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する。

3 いじめの未然防止の取組

児童が、よりよい人間関係を構築できるよう社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、次のような視点からいじめの防止に努めるものとする。

ア 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促すこと。

イ 全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、児童生徒の「確かな居場所作り」を進めるとともに、児童同士の「絆づくり」を通して、自己有用感や充実感を感じられるようにすること。

ウ 児童生徒がいじめを行う背景にあるストレス等の要因に着目し、その要因についての改善を図るとともに、児童生徒がいじめに向かわないようにストレスに適切に対処できる力を育むこと。

エ いじめの問題への取組の重要性について校区民全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努めること。

(1) 子どもにとって「分かる」「楽しい」授業づくり

- ① 子ども自らが「やってみよう」「おもしろい」「できた」という実感を伴った授業を全校体制で推進する。
- ② 授業の中で、子ども同士の学び合いの場である「かかわり合い」を設定し、互いの意見を認め合いながら問題の解決に向かう。
- ③ 学級担任による公開授業（公開授業を年1回以上行う。）により、主体的・対話的に深く学ぶ視点からの授業改善を進める。

(2) 道徳教育の充実

- ① 「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通して指導する。その際、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。またいじめは重大な人権侵害であり、刑事罰の対象となり得ること等も理解させる。
- ② 体験活動や教科と連動させた道徳授業を行い、道徳的实践力を育む。
- ③ 学習参観日において、全学年で道徳授業を公開する。
- ④ 年2回、年間指導計画に位置づけ、「生きる」等を活用した人権・同和教育の授業を行う。

(3) 特別活動の充実

- ① 代表委員会や学級活動における、学校・学級における生活向上の諸問題の解決。
- ② おひさま班（縦割り班による異学年交流）活動（学校行事、児童会行事、集会活動等）の充実と実施後の振り返り。
- ③ 年5回の全校ソーシャルスキル教育（全校SSE）と学級活動を結び付けた人間関係形成能力の育成。
- ④ 児童生徒が主体となる「北条小中いじめ見逃しゼロスクール集会」の実施。

(4) 体験学習の充実

他者とかかわり、コミュニケーション能力を養う体験活動を計画的に実施する。

- 生活科、総合的な学習の時間、クラブ活動、親子活動等での地域ボランティアの方とのかかわり。（野菜の栽培活動、北条地区内のいにしえロード、稲作、昔遊び、あじさいロード等）

(5) 学級経営の充実

一人ひとりが事故の存在感を実感しながら共感的な人間関係を育み、自己実現を図りながら、いじめを生まない、許さない、見逃さない集団づくりをする。

小規模校で少人数のため、小さいころから同じ人間関係の中で育っている。そのため、自分の思い

を伝えることが苦手な児童が多く、相手の気持ちに立った言葉の力が育ちにくい。その場にふさわしい言葉や相手の気持ちを考えた言葉で話し、「ありがとう」「ごめんなさい」が言える児童を育てる。

- ① 話し合い活動、学級会、協力し合う活動、よいと判断したことを自ら実践する活動の工夫
- ② 学期のスタート期、長期休業明けには節目として、学級の集団づくりに努めるとともに、各期ごとにめあてをしっかりと持たせた計画的に進める学級経営
- ③ 一人ひとりの児童の点検と活躍の場があり、互いの存在を大切にしよう学級経営
- ④ 授業や生活場面を通じて不公平、不公正な場面を見逃さず、子どもと向き合った指導に努める。

(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

4 いじめの早期発見のための取組

(1) アンケート調査の実施

- いじめを早期に発見するために相談体制を整え、児童に対するアンケート調査を毎月末実施する(年5回…4, 6, 9, 11, 2月)。
- 記名式アンケートと無記名式アンケートを併用し、いじめの早期発見に努める。

(2) 教育相談の実施

定期的な教育相談機関を設けて、全校児童を対象とした教育相談を実施する。

- ① ふれあいアンケートの結果をもとに、教育相談を行う。6、11月には「なんでも相談」週間を設ける。
- ② 「学級を語る会」や職員終会で児童の様子について話し合い、全職員で共通理解を図る。
- ③ スクールカウンセラーの活用により、児童の心を深く理解する体制づくりや方法を研修する。

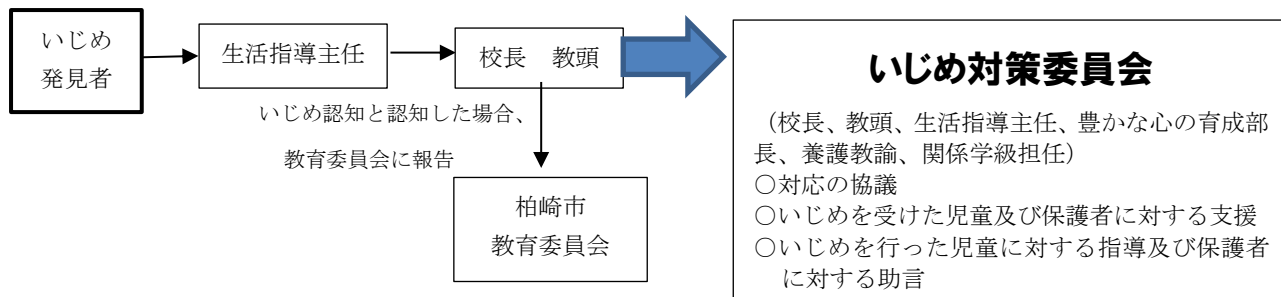
(3) 日記や連絡帳の活用

学年便りや連絡帳を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

(4) 日常の行動観察

児童の日常の様子を観察することで、子どもの些細な変化に気付き、児童の人間関係やいじめのもとになる言動を把握し、指導に生かす。「これは、いじめではない」等の恣意的な判断を避け、好ましくない見方・考え方、人を不快にさせる言動があった時を重要な指導場面と考えて、協働的に対処する。

5 いじめに対する早期対応



(1) 早期対応のための基本体制

- ① 教職員はいじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、その日のうちに管理職に報告する。また、いじめに係る情報(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)を適切に記録しておく。
- ② 校長は速やかにいじめ対策委員会を開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、いじめと認知した場合は教育委員会に電話で第一報を入れ、その後「いじめ状況報告書」により

報告する。

- ③ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともにその再発を防止するため、いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童及び保護者に対する支援と、いじめを行った児童に対する指導、並びにその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ④ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署等と連携して対処し、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑥ 教職員は、いじめが起きた集団に対して、いじめを受けた児童の回復、ストレス問題の除去、児童同士の関係修復を経て、好ましい集団活動を取り戻すことができるように働きかける。

(3) いじめの認知及びその後の対応における留意事項

- ① いじめを受けたとされる児童生徒の聴き取り等を行う際には、行為が発生した時点の本人や周辺状況を客観的に確認する。
- ② いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく「いじめ防止等対策委員会」に速やかに報告し、委員会において判断する。
- ③ 外見的には遊びやけんかのように見える行為でも、見えにくい所で被害が発生している場合があること、様々な理由で本人がその事実を隠したり否定したりする場合もあること等を踏まえ、状況等の確認を行い、児童が感じている被害性に着目していじめに該当するかどうか、問題点は何かを判断する。
- ④ 行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについてもいじめたとする行為を行った児童に対する教育的な指導を適切に行う。（交換日記やインターネット上の悪口など）
- ⑤ いじめに当たると認知した場合であっても、その全てが厳しい指導を要する場合は限らない。好意で行った行為が意図せずに相手の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合については、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなどの柔軟な態度も必要とする。これらの場合でも、法が定義するいじめに該当すると捉える。

(4) いじめ解消の判断

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者または学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心

身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

次に挙げる場合には、その事態への対応を行う。

- ① いじめにより児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 重大事態への対応

- ① 学校は重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ報告する。
- ② いじめ対策委員会を中核に教育委員会と連携して以下の事項に留意し初期調査を実施する
 - 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校と教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
 - 在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先として調査を行う。
 - 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置をとる。
 - 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - 民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる
 - いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合
 - ・ いじめを受けた児童からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
 - ・ いじめた児童に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止めさせる。
 - ・ いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合（いじめを受けた児童の入院や死亡などの場合）
 - ・ 当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査の結果を適時・適切に情報提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

7 特に配慮が必要な児童の対応について

下記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ① 発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行う。いつ、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- ② 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童、保護者等の外国人児童に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ④ 東日本大震災により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童については、被災児童が受けた心身への多大な影響や、慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら当該児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

8 教職員研修と保護者学習会（説明会）の実施

（1）いじめ防止等に関する教職員研修の実施

いじめの防止等（いじめの未然防止・早期発見・早期対応）に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、日々の観察の仕方等いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

（2）いじめ防止等に関する保護者学習会（説明会）の実施

4月のPTA総会等を利用して、学校いじめ防止基本方針、いじめ防止等に関して保護者に協力いただきたいことなどを学習（説明）する機会を設け、いじめの防止等に関する保護者の意識向上を図る。

9 いじめ防止の年間計画

いじめ対策委員会が中核となっていく会議の開催時期、校内研修等の開催時期、その他個別面談や教育相談等のいじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。【別表 いじめ防止学習プログラム】

10 学校評価と基本方針の検討

（1）学校評価における留意事項

学校評価において、いじめ防止等の取組内容を評価・改善を図るとともに、学校関係者評価を活用し、学校と家庭・地域の連携・協力体制の下いじめ防止等に関する取組を推進する。また、その評価結果を年度末に「学校評価報告書」に記載して、教育委員会に報告する。

（2）学校いじめ防止基本方針の検討

年度末に学校いじめ防止基本方針が当校の実情に即して機能しているかどうかをいじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて修正する。国及び県、市の動向等を勘案して、基本方針を見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

11 家庭・地域への啓発と広報

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページで公開するなどの工夫を行い、周知を図る。また、学校だより等で、家庭・地域に対して、いじめを防止することの重要性や理解を深めるための啓発を行い、互いに連携していじめ防止の取組を推進するための広報に努める。

- （1）ホームページで本校のいじめ防止基本方針を示す。
- （2）適時、学年懇談会等での話し合いを行う。

追記資料 *別紙資料として、「いじめ防止対策推進法」「いじめ防止対策推進法とは？（児童向け）」を添付する。

いじめ防止対策推進法

第九条（保護者の責務等）

- 1 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

《学校の相談窓口》

- 北条小学校 電話番号 25-3004（担当：教頭）

「資料」

《新潟県のいじめ相談》

- ・いじめ等の問題で悩む児童や保護者等の相談に応じる機関です。
- ・学校教育に詳しい相談員がお話をお聞きします。
- ・相談者が望めば、学校への働きかけも可能です。

- 新潟県いじめ相談電話 0254-26-7509（平成28年8月～）
0258-35-3930
025-526-9378

- 新潟県いじめ相談メールアドレス ijime@mailsoundan.org QRコード→

- 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310（なやみ言おう）

- ◆24時間全国どこからでも悩みを相談することができます。
（平成28年4月より、通話料が無料になりました。）



《県立教育センターのいじめ相談》

- ・長期的な面接相談にも応じます。

- ☆電話相談 9:10～16:00（土・日・休日を除く）
○いじめ・不登校等悩みごと相談テレホン 025-263-4737
☆来所相談・電話相談 9:00～17:00（土・日・休日を除く）
○県立教育センター教育相談 025-263-9029

《法務局のいじめ相談》

- ・いじめ、体罰、虐待、差別など人権に関する問題全般の相談機関です。
- ・人権擁護委員、法務局職員が、お話をお聞きします。
- ・相談内容によっては、人権侵犯事件としての調査などを行います。

- ☆電話・面接・文書相談 月曜日から金曜日 8:30～17:15
みんなの人権110番 全国共通 人権相談ダイヤル 0570-003-110
○柏崎支局 0257-23-5226
○子どもの人権110番 0120-007-110
○女性の人権ホットライン 0570-070-810

《警察のいじめ相談》

- ・非行やいじめなどの少年問題に関する相談を受けます。
- ・少年警察補導員や警察官がお話をお聞きします。
- ・サポートセンター 8:30～17:15（土・日・休日を除く）
- ・警察署 9:00～17:45（土・日・休日を除く）

- 長岡少年サポートセンター 0258-36-4970
○柏崎警察署 0257-21-0110

《児童（生徒）相談所の相談》

- ・18歳未満の子どもの家庭や学校での問題、不登校、非行、発達の遅れ、療育手帳の判定、虐待等の養育問題などについて相談に応じます。

- ☆子ども・女性電話相談 025-382-4152（9:00～22:00（年中無休））
☆電話・面接（予約制）相談（長岡児童（生徒）相談所）
0258-35-8500（8:30～17:15（平日））